様式第１号（第４条関係）

「アジフライの聖地　松浦」ロゴマーク使用承認申請書

　　　　　 年　　 月　 　日

（申請先）松浦市長 様

（〒　　　-　　　　　　）

住所

名称

代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

「アジフライの聖地　松浦」ロゴマークの使用について、裏面の使用条件に同意し、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 商品名（種類） |  |
| ２ アジフライの種類  （※アジフライを使用しない商品であれば不要） | * ノンフローズン　　　□　ワンフローズン   （松浦市で水揚げ又は松浦市周辺海域で漁獲されたアジでノンフローズンまたはワンフローズンのアジフライを使用していることが必須）  （製造事業者名:申請者と同じ／申請者と異なる事業者名　　　　　　　　） |
| ３ 商標使用方法  （配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等。具体的に記入してください。） |  |
| ４ 使用するロゴマーク | (丸A)・(丸B)・(丸C)・(丸D)・(丸E)・(丸F)・(丸G)・（丸H）  (縦A)・(縦B)・(横A)・(横B)・(のぼり旗A)・(のぼり旗B)  **※該当するものに〇を付けてください。** |
| ５ 使用期間 | 令和　 　年　 　月　 　日から 令和　　 年　　 月　 　日 |
| ６ ロゴデータ  （送付の有無） | ロゴデータ送付希望（〇を付けてください）　　有　　・　　無  ※有に〇を付けた場合にメールでデータを送付いたしますので、  必ず下記へメールアドレスを記入してください。 |
| ７ 連絡先 | 団体名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  部署名（　　　　　　　　　　　　　）役職等（　　　　　　　　　　　　　）氏名（　　　　　　　　　　　　　　）  電話番号（　　　　　　　　　　　）FAX番号（　　　　　　　　　　　　　）  E-mail： |
| ８ 添付資料 | ⑴会社概要等申請者の事業内容がわかる資料（企業パンフレット等、個人の場合はプロフィール）  ⑵ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等（見本が添付できない場合は写真や印刷原稿など実際の使用イメージ等が確認できる資料） |

【使用条件】

・ロゴマークデザインは「アジフライの聖地　松浦」のＰＲを目的に使用してください。

・ロゴマークデザインは、承認を受けた商品に限り使用することができます。

・アジフライを使った商品にロゴマークを使用する場合は松浦市で水揚げされたアジ（又は松浦市周辺海域で漁獲されたアジ）でノンフローズンまたはワンフローズンのアジフライを使用してください。

・ロゴマークを使用するにあたっては、ロゴマークの表示の下部に、その承認番号を記載しなければなりません（別途市から申請者へ通知いたします）。ただし、それによりがたい場合は、ロゴマークの表示及び承認番号を分割して記載することができます。

・使用内容、使用者の住所、名称その他の事項について変更が生じたときは、すみやかに変更申請してください。

・ロゴマークを使用することが市の推奨や商品の品質保証を意味するものではありません。あくまで使用者の責任において使用してください。

・ロゴマークの使用状況が承認内容に違反すると認められた場合、不正な使用等が認められた場合、その他使用条件に違反した場合、当該内容に沿うよう改善を指導することがあります。

・上記の指導に従わない場合、使用を取り消すとともに使用商品等を回収することがあります。

・承認が取り消されたときは、ロゴマークを使用することはできません。承認の取消し後に当該商品の使用を中止しない場合において、市長は法令の規定に基づき使用の差止めその他の必要な措置を講ずることがあります。

・ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が責任を負うものとし、松浦市は一切の責任を負いません。

・承認の取消しにより使用者又は第三者に生じた損害について、松浦市は、一切の責任を負いません。

・承認取消し要件に該当した場合において市に損害を与えたときは、使用者は当該損害について市に賠償する責任を負うものとします。

・ロゴマークの使用に関し報告を求め、又は調査を行うことがあります。

・「アジフライの聖地　松浦」ロゴマークの使用に関する規程は、必要に応じて改正することがあります。

【禁止事項】

・定められた色、形状を用いてください。承認なくロゴマークデザインを変更してはいけません。

（例：変形させてはならない。組み合わせの比率や配置を変えてはならない。書体を変えてはならない。アウトラインなどに加工をしてはならない。など）

・ロゴマーク単体での使用（必ず成果品に溶け込んだ使用が必要）はできません。

（例：ロゴマーク単体での装飾品やシールの作成など）

・ロゴマークの識別性を低下させる形状での使用はできません。

（例：成果物の背景に使う。全体及び一部が欠けている。デザインが潰れている。など）

・承認を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。また、承認を受けた商品について、使用者が商標の出願や意匠等の登録を行うことはできません。